

## 第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 <sup>たぐち</sup>田口 <sup>よしのり</sup>慶則・7 <sup>むくした</sup>棕下 <sup>たもつ</sup>保・14 <sup>みやもと</sup>宮本 <sup>まさはる</sup>政春・15 <sup>もりやま</sup>守山 <sup>たかゆき</sup>孝之  
16 <sup>なかに</sup>中谷 <sup>ひでや</sup>秀也・17 <sup>にしもり</sup>西森 <sup>よしのり</sup>偉統・18 <sup>ゆうき</sup>結城 <sup>しんぞう</sup>晋三・20 <sup>もろと</sup>諸戸 <sup>よしあき</sup>善昭  
22 <sup>なかの</sup>中野 <sup>こ</sup>たつ子・23 <sup>かたおか</sup>片岡 <sup>まさいく</sup>真郁

以上 10 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：奥田担当主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議事録署名者 7 <sup>むくした</sup>棕下 <sup>たもつ</sup>保・14 <sup>みやもと</sup>宮本 <sup>まさはる</sup>政春

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 5 号 非農地証明願について  
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。本日は全員参加でございます。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。7番 棕下委員、14番 宮本委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議案書の1ページから5ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から30で、5ページをお願いします、合計件数は30件、合計面積は80,086㎡、その内訳は田画79,977㎡、畑が109㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 6ページから9ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
- 番号1から8で、9ページになりますが、合計で件数は8件、合計面積は34,420.61㎡で、その内訳は田が23,371㎡、畑が11,049.61㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- 10ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
- 番号1、資材置場用地の1件で、面積は畑で485㎡でございます。
- 11ページをお願いいたします。
- 報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
- 番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で477㎡、取得年月日は昭和52年4月1日でございます。
- この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。
- 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。12ページ・13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 \_\_\_\_\_、面積55,721.51㎡ 渡人 \_\_\_\_\_外1名、面積2,939㎡ 申請地 久居明神町大沢池田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,939㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積27,515㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積900㎡ 申請地 稲葉町柵 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積802㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積27,515㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積10,595㎡ 申請地 稲葉町長田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積383㎡外4筆 合計面積7,180㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積27,515㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積4,133㎡ 申請地 稲葉町柵 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,129㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積277,176㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積1,791.96㎡ 申請地 久居一色町松原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積175㎡外1筆 合計面積356㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区川合、受人 \_\_\_\_\_、面積268,284.97㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積3,843㎡ 申請地 一志町八太上奥 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,746㎡外1筆 合計面積3,843㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積2,659㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積1,905㎡ 申請地 美杉町竹原瀬木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積915㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区川上、受人 \_\_\_\_\_、面積5,803㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積8,069㎡ 申請地 美杉町川上広垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,461㎡外1筆 13ページになりますが、合計面積1,877㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区上多気、受人 \_\_\_\_\_、面積1,573㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積2,884㎡ 申請地 美杉町上多気馬場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,046㎡外1筆 合計面積2,131㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区下之川、受人 \_\_\_\_\_、面積3,078㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積2,882.91㎡ 申請地 美杉町下之川椿原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積849㎡外3筆 合計面積2,180㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は10件、合計面積は24,352㎡、このうち田が23,996㎡、畑が356㎡でございます。いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会いをいただきました地元委員のご意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に現地確認してまいりました。事務局の説明どおりでございますが、場所は \_\_\_\_\_ 北500mぐらいところの田で、 \_\_\_\_\_ という在所の入り口のところです。何ら問題ないと思います。谷口推進委員さん、棕下さんと加賀さんと信藤さんと行ってまいりました。谷口さん、別に何も言うことないということです。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2、3、4、5番お願いします。

棕下委員 7番 棕下です。2番から4番ですが、渡人は双方変わっておりますが、受人は同じ方でございます。まず2番ですが、3月9日に部会長、田口委員、地元の野田推進委員、事務局の加賀さんと私で確認をさせていただきました。場所は \_\_\_\_\_ の南約300mのところの \_\_\_\_\_ 沿いでございます。3番ですが、稲葉町長田というところと、平尾というところについては \_\_\_\_\_ の東約100mのところと、南300mのところでございます。4番ですが \_\_\_\_\_ の南側約300mのところ、 \_\_\_\_\_ 沿いです。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。5番ですが、これも3月9日に部会長、田口委員、地元の鈴木推進委員、事務局の加賀さんと私で確認をさせていただきました。場所は \_\_\_\_\_ 西約200mのところでございます、事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。6番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。申請地は別紙のとおりでございます、3月9日に守山会長と宮本委員、私と地区担当推進委員の山口さん、信藤さん、池山さんと事務局とで現地確認をさせていただきました。後につきましては、事務局の説明どおりで、特に問題はありません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。7番お願いします。

結城委員 18番 結城です。7番から8、9、10番と続けてご報告します。9日に服部推進委員と現地確認をいたしました。7番は高齢である\_\_\_\_\_さんは耕作ができないということで、申請人の\_\_\_\_\_さんに譲渡したいと、引き続き農地は農地で守っていく、農業していくということですので、よろしくお願ひします。8番の川上、この方は\_\_\_\_\_さん、申請人が\_\_\_\_\_。営農を拡大するところに、渡人がどうしてもやっけていけないので所有権移転でやっけてくれということで、引き受けたということでございます。9番は上多気、9日に平岩推進委員と現地確認をいたしました、\_\_\_\_\_さんは新規就農者です。住居と農地が近くである、そして農業がしたいと所有権移転をして農業に従事していくということでございます。10番ですが、坂本推進委員と現地確認をいたしました。現住所から遠方であるため、耕作をすることができなくなり、受人が果樹園で育てたいということで、譲渡したいということでございます。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第1号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認めます。よって議案第1号については許可することを決定したいと思ひます。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。14ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居小野辺町君ヶ池\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積204㎡ 外1筆 合計面積273㎡。

これにつきましては、昭和45年から宅地の一部として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町北家城高瀬\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積443㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、180.32㎡、パネルの設置率といたしましては、40.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は、田で716㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番お願いします。
田口委員	6番 田口です。9日に現地確認いたしました。場所は高茶屋にある_____の西側_____があって、そのすぐ隣です。何ら問題ないと思います。谷口推進委員さんも別にいいということです。住宅の中ですので、別によろしいと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。2番お願いします。
西森委員	17番 西森です。3月9日に現地立ち会いということで、浅井推進委員、地元委員である中谷委員と私、あと業者に立ち会っていただきました。現況も荒地という雑種地、段々畑のような形の悪いような状況でした。ここに太陽光ができて何ら問題ないだろうという判断をいただきましたので、大丈夫かと思っています。
議 長	はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第2号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。15ページから17ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区久居、受人 _____ 理事長 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 久居野村町権田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積152㎡ 外7筆 合計面積4,126㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を認定ことも園用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居北口町駒ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積76㎡外1筆 合計面積1,041㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、議案第4号・番号1で賃貸借契約をする用地と一体利用し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、一体利用地を含め742.4㎡、パネル設置率といたしましては、日陰を避けて設置するため、一体利用地を含む全体面積2,713㎡の27.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号3、地区久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町  
駒走り \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積478㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、237.6㎡、パネルの設  
置率は、49.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外2名、申請地 森町  
笠ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積105㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、申  
請地は3年ほど前から受人が使用する駐車場及び資材置場として利用されてお  
り、渡人から経過書が提出されておりますので追認しようとするものです。農  
地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町長  
田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積482㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、280.44㎡、パネルの  
設置率は、58.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉  
山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積657㎡外1筆 合計面積1,  
397㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの  
設置率は、不整形地でありますことから、一体利用地を含む全体面積1,48  
6㎡の35.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いします。

番号7、地区倭、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、  
申請地 白山町中ノ村くぐりや \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1  
85㎡外1筆 合計面積283㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、213.84㎡、パネルの  
設置率は、75.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外2名、申請地 白  
山町山田野ほうじ野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積527㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個  
人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八  
対野西切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積641㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、234.72㎡、実測面積  
が456.98㎡であり、パネルの設置率といたしましては、51.3%にな  
ります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区八手俣、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町  
八手俣大日 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積201㎡外12筆  
17ページをお願いします 合計面積4,284㎡。

申請地は、八手俣地内に分散しておりますが、いずれの土地につきましても、受人は、渡人から申請地を譲り受け、植林しようとするものです。なお、このうち4筆の土地については、昭和50年までにすでに植林されており、渡

人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区太郎生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生ミナミ \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積214㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区上多気、受人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気町屋 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積514㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル面積は、544.5㎡で申請地面積より大きくなりますが、傾斜をつけて設置し、敷地内に収めるとのことです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区下之川、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川不動ノ口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積135㎡外3筆合計面積289.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は、14,381.91㎡、このうち田が1,955㎡、畑が12,426.91㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、2番、3番お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に本庁から会長、部会長、局長、事務局合計9名です。推進委員が二箇所に分かれていますので、谷口さんと信藤さんと2人来ていただきました。場所は \_\_\_\_\_ があるその東200mぐらいのところ。別に問題はないと思います。2番、これも午後から本庁、会長、部会長、谷口さんと久居の加賀さんと、合計9名来ていただきました。場所は \_\_\_\_\_ の東約500mのところ。荒地で何もできない畑というか、田というかということですので、問題ないと思います。3番は、推進委員の谷口さんと信藤さんと、農業委員の椋下さんと久居の庁舎の加賀さんと行ってまいりました。の道から右へ入って100mぐらいのところ。これも何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4、5、6番お願いします。

椋下委員 7番、椋下です。4番は9日に部会長、田口委員、地元の森推進委員、事務局の加賀さんとで確認をさせていただきました。場所は県道 \_\_\_\_\_ の約200m西でございます。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えます。5番ですが、9日に部会長、田口委員、地元の野田推進委員、加賀さんと私で確認をさせていただきました。場所は \_\_\_\_\_ の南約300mのところ。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えます。6番は9日の午後、守



山会長、部会長、地元の野田推進委員、本庁の事務局長他3名で確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の真西のところですか。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございました。7番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に西森、中谷の農業委員と支所の担当で確認をしてまいりました。推進委員さんは仕事で欠席ということで、3人で確認をさせていただきました。場所は国道\_\_\_\_\_号線の\_\_\_\_\_の入り口から東200mぐらい入ったところの道路南側です。何もなく荒れた状態でした。事務局の説明どおり、何ら問題ないかと思えます。

議長 はい、ありがとうございました。8番、9番お願いします。

西森委員 17番 西森です。8番は3月9日に地元推進委員さんが病気のため欠席ということで、中谷委員と西森と、行政書士、渡人である\_\_\_\_\_さんと立会いをさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_から南の方へ200mほど行ったところの少し高台にあります。少し山に入ったところで小高いところがありました。現況は荒地というか雑種地の状況のなかで、今後は家も建てたいという考えもあったのか、道路の方は建設済みでした。周りに何もなかったため、後は事務局の説明どおり、問題はないように判断させていただきました。9番も同じ日に立会いをさせていただきました。地元推進委員は欠席でした。中谷委員と西森、業者とで立会いの方させていただきました。現地も\_\_\_\_\_の反対側北側になるのですが、\_\_\_\_\_の真裏。周りに住宅地にもあるが、すでに同意が取れたということで、何ら問題がないような判断をさせていただきました。あとは事務局の説明のとおりということで、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。10番から13番までお願いします。

結城委員 18番 結城です。八手俣、10番から13番説明いたします。10番ですが、申請人の\_\_\_\_\_さんは産業廃棄物の処理場を持って見える方です。9日に会長、部会長、行政書士、事務局、推進委員の服部さんとで現地確認をいたしました。行政書士の話によると、休耕している土地を活用して植林をしたい、山についてはバイオマス材料にするということでございます。何ら問題もないと思えます。これから山はほとんどバイオマスになると思えます。行政書士さんには杉、桧を植えたいとなっているが、広葉樹を植えたらどうか、と伺いましたが、どちらにしろバイオマスなら関係ないと話をしてきました。11番の太郎生です。中川推進委員と現地を確認いたしました。駐車場にしたい。京都から帰ってきても止める場所がない。自分ところの土地を駐車場にさせていただきたいという申請です。12番上多気です。平岩推進委員と現地を確認してまいりました。\_\_\_\_\_さんは太陽光発電をして電気の設備を設置したい。自然エネルギーの生産ということで申請されたということです。下之川の13番、坂本推進委員と行政書士さんと現地確認をいたしました。隣地を所有しているところに、車庫及び倉庫がしてあり、当土地を買い受け資材置き場にしたいと。すでに倉庫が建っているところの隣の裏に畑がある。それを買い受けて資材置き場にしたいということでございます。

議 長	はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>はい、議長。18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区久居、借人 _____、貸人 亡き _____ 相続人代表 _____、申請地 久居北口町駒ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,256㎡外2筆 合計面積1,672㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、議案第3号番号2で申請のあった用地と一体利用し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、一体利用地を含め742.4㎡、パネル設置率といたしましては、日影を避けて設置するため、一体利用地を含む全体面積2,713㎡の27.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区倭、借人 _____、貸人 _____、申請地白山町南出福祉 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,192㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、475.2㎡、パネル設置率は、40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は、2,864㎡、このうち田が1,192㎡、畑が1,672㎡でございます。いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番お願いします。
田口委員	6番 田口です。9日午後に現地確認をしてまいりました。3号議案の2番であった場所のすぐ隣です。会長、部会長、地元委員の谷口さん。草で何ともならないような畑で太陽光にしておけば、あと何とかなるかなという感じです。
議 長	はい、ありがとうございます。2番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に現地を確認してまいりました。守山会長、諸戸部会長、事務局3名、西森、中谷の農業委員と総合支所の担当者と、あと業者と貸人の方がいらしたが、用事があるということですのですぐに帰られました。場所は\_\_\_\_\_の南側、旧道に出たところです、労働力不足ということで、太陽光発電で貸したいということでした。何ら問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について許可することを決定したいと思ひます。続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。19ページをお願いいたします。  
 議案第5号 非農地証明願について でございます。  
 番号1、地区奥津、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津宮ノ浦\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積360㎡。  
 これにつきましては、提出されております固定資産税課税台帳記載事項証明書により、申請地には昭和2年に建物が建築されていることが確認できます。  
 このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。  
 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺ひます。1番お願ひします。

結城委員 18番 結城です。9日に赤堀推進委員さんと現地確認をいたしました。この案件につきましては、木造瓦葺平屋建てを新築したり、増築したりしていただひということでございます。写真も添付されておるとのことでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号については証明することを決定したいと思います。次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>はい、議長。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で165,464㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,214㎡、契約件数は100件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で108,791㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,585㎡、契約件数は97件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で299,613.69㎡、契約件数は161件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,992㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて577,860.69㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で8,799㎡、合計契約件数は361件、合計面積は586,659.69㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は久居地区で31件、一志地区45件、白山地区76件、美杉地区1件、合計で153件、合計面積は429,935.69㎡でございます。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。</p> <p>まず、整理番号120、ほか6件についてです。</p> <p>_____、一時退室をお願いします。</p> <p>一 時 退 室</p>
議 長	この7件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました7件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

入室

議長 次に、整理番号122、ほか5件についてです。  
\_\_\_\_\_、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この6件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

入室

議長 次に、整理番号1、ほか275件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。  
\_\_\_\_\_、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この276件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました276件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回 第2農地部会を閉会します。

午後2時54分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年3月15日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_